

**FUJIFILM**

**富士フイルムビジネスイノベーション  
グリーン調達基準書**

**Ver. 4.0**



FUJIFILM Group  
Green Policy

**2025年4月**

**富士フイルムビジネスイノベーション株式会社**

**品質保証部 環境商品安全統括グループ**

## 改訂履歴

改訂 No.	制定・改訂内容	制定・改訂日
Ver.1.0	社名変更により制定	2021年4月
Ver.2.0	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 含有制限化学物質に以下の10物質群を追加 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ C9-C14 PFCAとその塩、およびその関連物質</li> <li>・ PFHxSとその塩、およびその関連物質</li> <li>・ 長鎖ペルフルオロアルキルカルボン酸(LCPFAC)およびペルフルオロアルキルスルホン酸化合物</li> <li>・ フッ素系温室効果ガス(PFC, SF6, HFC)</li> <li>・ 1～7個の芳香環からなる鉱物油芳香族炭化水素類 (MOAH)</li> <li>・ 炭素数 16～35個の鉱物油飽和炭化水素類 (MOSH)</li> <li>・ リン酸トリス(イソプロピルフェニル) (PIP(3:1))</li> <li>・ ペンタクロロチオフェノール (PCTP)</li> </ul> </li> <li>2. 禁止基準値を法令の記載通りに修正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 短鎖型塩化パラフィン(C10-13)</li> <li>・ ポリ塩化ターフェニル</li> <li>・ フマル酸ジメチル</li> <li>・ 三置換有機スズ化合物</li> <li>・ ジブチルスズ化合物 (DBT)、ジオクチルスズ化合物 (DOT)</li> <li>・ カドミウム、水銀（電池のみ変更）</li> </ul> </li> <li>3. 富士フィルムのグリーン調達基準フォームに合わせた見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取引先への依頼内容を修正</li> <li>・ リサイクル方針、および分析方法の詳細に関する記述の削除</li> <li>・ 環境管理物質の関連法令等の表を別表1に統合</li> <li>・ 含有禁止物質の適用除外用途リストを整合</li> <li>・ 含有管理物質、製造時使用規制物質、例示化学物質リストを削除</li> </ul> </li> </ol>	2023年2月

改訂 No.	制定・改訂内容	制定・改訂日
Ver.3.0	1. 別表1の含有制限化学物質に以下の2物質を追加 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ デクロランプラス</li> <li>・ UV-328</li> </ul> 2. 別表1の対象製品/用途および適用除外用途の変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ リン酸トリス(イソプロピルフェニル) (PIP(3:1))</li> </ul> 3. 別表1の規制値の見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無機シアン化合物</li> <li>・ ペンタクロロフェノール</li> <li>・ ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)</li> <li>・ オゾン層破壊物質</li> <li>・ ベンゼン</li> <li>・ ヘキサクロロベンゼン</li> <li>・ 1,1,2-トリクロロエタン</li> <li>・ 臭素系難燃剤 (PBBs、PBDEs、HBCDDを除く)</li> <li>・ ポリ塩化ビニル(PVC)</li> <li>・ 放射性物質</li> <li>・ 2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール (CAS No.3846-71-7)</li> <li>・ 赤燐</li> <li>・ 長鎖ペルフルオロアルキルカルボン酸 (LCPFACs) およびペルフルオロアルキルスルホン</li> <li>・ フッ素系温室効果ガス(PFC,SF6,HFC)</li> <li>・ 1～7個の芳香環からなる鉱物油芳香族炭化水素類 (MOAH)</li> <li>・ 炭素数 16～35個 の鉱物油飽和炭化水素類 (MOSH)</li> </ul> 4. 別表2の適用除外を最新内容に更新	2024年4月
Ver.3.1	1. 誤記修正 (ヘキサクロロベンゼンのCAS No., 別表2)	2024年9月

Ver.4.0	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 消耗品の要求事項を追加（第3、4、6項、別表1）</li> <li>2. 別表2-aに以下の7物質を追加 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中鎖塩素化パラフィン(MCCP、C14-C17塩素含有量45重量%以上)</li> <li>・ 長鎖ペルフルオロカルボン酸、その塩及び関連化合物</li> <li>・ 元素状塩素</li> <li>・ ポリ塩化ビニリデン</li> <li>・ オルトフタル酸エステル</li> <li>・ パー及びポリフルオロアルキル化合物（PFAS）</li> <li>・ 塩素系難燃剤</li> </ul> </li> <li>3. 別表2-aから以下の3物質を削除 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無機シアン化合物</li> <li>・ ベンゼン</li> <li>・ 1,1,2-トリクロロエタン</li> </ul> </li> <li>4. 別表2-aの物質名・対象法令規制・対象製品/部品・規制値・適用除外製品/用途を最新の法令に基づき見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アスベスト類</li> <li>・ アゾ染料・顔料</li> <li>・ 短鎖型塩化パラフィン（C10-13）</li> <li>・ ペンタクロロフェノール（PCP）およびその塩およびエステル類</li> <li>・ ポリ塩化ビフェニル類（PCB類）</li> <li>・ オゾン層破壊物質</li> <li>・ ヘキサクロロベンゼン</li> <li>・ カドミウムおよびその化合物</li> <li>・ 水銀およびその化合物</li> <li>・ 鉛およびその化合物</li> <li>・ 六価クロム化合物</li> <li>・ 臭素系難燃剤（PBBs、PBDEs、HBCDDを除く）</li> <li>・ ポリ塩化ビニル（PVC）</li> <li>・ パーフルオロオクタンスルホン酸とその誘導体(PFOS)</li> <li>・ フタル酸ビス2-エチルヘキシル（DEHP）</li> <li>・ フタル酸ブチルベンジル（BBP）</li> <li>・ フタル酸ジブチル（DBP）</li> <li>・ フタル酸ジイソブチル（DIBP）</li> <li>・ ヘキサブロモシクロドデカン（HBCDD）</li> <li>・ 特定多環芳香族炭化水素（PAHs）</li> <li>・ 赤燐</li> <li>・ PFOA関連物質</li> <li>・ C9-C14 PFCA関連物質</li> <li>・ パーフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩</li> <li>・ PFHxS関連物質</li> <li>・ 長鎖ペルフルオロアルキルカルボン酸化合物（LCPFACs）およびペルフルオロアルキルスルホン酸化合物</li> <li>・ フッ素系温室効果ガス(PFC, SF6, HFC)</li> <li>・ 1～7個の芳香環からなる鉱物油芳香族炭化水素類（MOAH）</li> <li>・ 炭素数 16～35個の鉱物油飽和炭化水素類（MOSH）</li> <li>・ リン酸トリス(イソプロピルフェニル) (PIP(3:1))</li> </ul> </li> </ol>	2025年4月
---------	--	---------

改訂 No.	制定・改訂内容	制定・改訂日
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ペンタクロロチオフェノール (PCTP)</li> <li>・ デクロランプラス (DP)</li> <li>・ UV-328</li> <li>5. 別表2-bの適用除外を最新内容に更新</li> <li>6. 別表3として含有報告物質の追加 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ パー及びポリフルオロアルキル化合物(PFAS)</li> <li>・ 高懸念物質 (SVHC)</li> </ul> </li> </ul>	

# 目次

1. はじめに	P. 6
2. 本基準書の目的	P. 6
3. 適用範囲	P. 6
4. グリーン調達基準	P. 6
5. 取引先様へのお願い事項	P. 6
6. 用語の説明	P. 8
別表 1. 含有制限化学物質管理基準(消耗品)	P.10
別表 2. 含有制限化学物質管理基準(アーティクル)	P. 12
別表 3. 含有報告物質	P. 23
別表 4. chemSHERPA 管理対象物質の基準となる法令、業界標準	P. 24

## 1.はじめに

富士フイルムビジネスイノベーション株式会社、およびその関係会社（以下、弊社と記す）は、環境負荷の低減と製品・化学物質の安全確保のため、事業活動において、地球温暖化対策、資源循環や製品含有化学物質の管理を推進しています。これらを推進するためには、単に環境法規制を順守するのみならず原材料や部品等の調達から、製品の製造、販売、使用、廃棄に至る、製品のライフサイクル全体の視点で自主管理基準を定め、社会的な要請に応えていくことが重要と考えています。本基準書では、「富士フイルムグループ 調達方針」に基づき、弊社が調達する物品に対して定めた化学物質の管理基準を示します。

## 2. 本基準書の目的

弊社の調達品に関する、グリーン調達の基準を定めること。

## 3. 適用範囲

弊社が生産・販売・提供する製品に用いるために調達する消耗品、部品、部材、製品、包装材、および副資材。

## 4. グリーン調達基準

下記(1)から(3)の全ての基準が満たされていること。

- (1) 調達品は、別表 1, 2 で指定する含有制限化学物質を含まないこと。ただし、同表で弊社が基準値を設定している場合は、本基準値を満たしていること。
- (2) 調達品に含まれる化学物質、および含有量把握管理化学物質に関する、正確な含有情報が提供されること。
- (3) 調達品の含有化学物質の管理は、産業界で広く利用されている「製品含有化学物質管理ガイドライン」または同等の管理基準に基づいた管理が実施されていること。

## 5. 取引先様へのお願い事項

グリーン調達を推進するため、下記の各項目についてご対応をお願いします。

### (1) グリーン調達基準に適合した調達品の納品

この基準の第 4 項(1)から(3) に適合した消耗品、部品、部材、製品、包装材、および副資材の納品をお願いします。

弊社「グリーン調達基準」への適合を保証するために、商品別に全部品を対象として別途弊社調達部門から依頼する「グリーン調達基準の遵守の誓約書」を提出していただきます。提出方法は、提出時期と合わせ弊社調達部門から別途要請します。

### (2) グリーン調達基準に従った情報の提供

弊社へ納入される消耗品、部品、部材、製品、包装材、および副資材が、グリーン調達基準に適合した調達品であることを示す情報の一つとして、弊社依頼元からの指示に従い、JAMP が推奨する情報伝達シート(chemSHERPA-AI または chemSHERPA-CI) の提供をお願いします。消耗品に用いる調達品については、各国の法令遵守または法令に基づく届出のため、chemSHERPA-CI に加え、SDS および調達品を構成する全ての化学物質情報(物質名、CAS 登録番号、構成比率)の提供をお願いします。

なお、調達品の含有化学物質情報、該当法規情報に変更があった場合は、上記資料の更新と提供をお願いします。ただし、弊社より別のフォーマットを指定する場合があります。

### (3)グリーン調達基準に従った調達品の管理

- ① 弊社へ納入する消耗品、部品、部材、製品、包装材、および副資材について、「製品含有化学物質管理ガイドライン」または同等の管理基準に基づいた管理をお願いします。一次取引先様におかれては二次以降の取引先様にも本基準遵守について責任を持って管理・指導していただくようお願いします。
- ② 有害化学物質の使用禁止を速やかに実現するために、ISO14001 などの「環境マネジメント」および ISO9001 の「品質マネジメント」の取得更新をお願いします。
- ③ 取引先様における化学物質管理体制を、「製品含有化学物質管理ガイドライン」に基づいた監査を実施させていただくことがあります。

### (4)その他

弊社製品に対する法規制または弊社顧客要請に対応するため、特定の化学物質(群)、法令、基準、および規格に関して下記対応をお願いする場合があります。

- ① 法規制遵守証明書類の提出
- ② 法規制遵守を記載した購入仕様書または契約書の取り交わし
- ③ 各国環境ラベルの個別要求に対する証明書の提出

例 中国 CEC 環境ラベルにおけるフタル酸ジデシル(DIDP)、フタル酸ジイソノニル(DINP)、フタル酸ノルマルジオクチル(DNOP)、および 16 種類の多環芳香族炭化水素(PAHs)等

- ④ 化学物質分析データの提出

消耗品に用いる調達品については、調達品の安全性試験データまたはその他物性データ等を提供いただく場合があります。

アークティクルに用いる調達品については、弊社では生産開始前に国際標準(IEC62321 規格群)に基づく RoHS 検査を実施しています。検査の過程で含有懸念などが発覚した場合は、グリーン調達基準の含有禁止物質を順守していることの確認のため、部品別、物質別に分析データを提出いただきます。分析方法と合わせて、個別に弊社から提出を依頼します。

## 6.用語の説明

### (1) 消耗品

弊社商品の主たる機能を提供するために使用する化学品(例:トナー、キャリア、インク等)、または、弊社商品の主たる機能の動作の維持に使用する化学品(例:定着器用潤滑油等)を指す。

### (2) 化学物質

一定の化学的な組成と特徴的な性質を持つ、化学元素(ポリマー含む)またはその化合物を指す。

### (3) 化合物

2種類以上の化学物質が化学反応を起こして生成された化学物質。

### (4) 混合物

2種類以上の化学物質が化学反応を起こさず、混じり合ったもの。

### (5) 化学品

化学的な組成と特徴的な性質を持ち商業的に製品化された化学物質または混合物を指す。

### (6) 不純物

材料中に存在する意図しない化学物質。目的とする化学物質以外の未反応物質や反応触媒、指示薬、副生成物(意図した反応とは異なる反応により生成したもの)等の化学物質。意図的に添加された化学物質は含まない。

### (7) アーティクル

化学組成によって決定されるよりも大きく機能を決定する特定の形状、表面またはデザインが生産時に与えられたもの。譲渡・提供した後、提供された側でさらに加工されるような場合は、アーティクルに該当せず、化学品と判断される場合もあるが、その荷姿や用途によっては、アーティクルとみなされる国または地域もある。

注1：キャリアは米国や欧州ではアーティクルとみなされるが、この基準では化学品として扱う。

### (8) 電池

化学反応によって電子（電気）を発生し、この電子の流れを電気として利用できる物品。乾電池、ボタン電池等が該当する。製品、部品に組み込んだ場合を含む。

### (9) 包装材

製品・部品・原材料の収納、保護、取扱い、輸送または提示に使用することを意図したあらゆる材料の物品。1次(製品)包装、2次(集合)包装、3次(輸送)包装に区分される。内容物をその寿命に至るまで保持する場合や、印刷装置の一部として残るものは包装材に該当しない(トナーカートリッジ等)。また、取引先様が弊社に納入するために使用し廃棄が前提の包装材は対象外。

### (10) 含有

意図的、非意図的を問わず、不純物・工程内の移行を含めて部品・材料に当該化学物質が残存すること。

### (11) 意図的添加

基準値に関係なく特定の品質をもたらすために意図して添加することにより部品・材料に当該化学物質が残存すること。

### (12) 含有制限化学物質

以下のいずれかに該当する化学物質。

- ① 消耗品に用いることを禁止する化学物質であり、国際条約または法規制等で製造、輸入、使用を禁止または制限される化学物質(別表 1-a)

- ② 消耗品に用いることを禁止する化学物質であり、国際研究機関または法令等で CMRs(発がん性、変異原性、生殖毒性)区分 1 相当に分類される化学物質(別表 1-b)
- ③ アーティクルに用いることを禁止する化学物質であり、法令または弊社方針により、化学物質、混合物、部品、部材、製品、包装材、および副資材への含有が禁止または制限される化学物質。(別表 2)

### (13) 含有量報告物質

法令要求で含有報告が必須のため含有物質と含有量の報告が必要な物質。(別表 3)

### (14) 含有量把握管理化学物質

chemSHERPA 管理対象物質。弊社に納入される調達品に含有されている場合に、その含有量を把握、管理する。

### (15) JAMP

アーティクルマネジメント推進協議会 (**JAMP : Joint Article Management Promotion-consortium**) の略称。アーティクル(部品、部材、製品、包装材、および副資材)が含有する化学物質の情報を適切に管理しサプライチェーンの中で円滑に開示・伝達する仕組みを作り、その普及を目的とした日本産業界横断の活動推進主体。

\*JAMP/chemSHERPA ウェブサイト：<https://chemsherpa.net/>

### (16) 別のフォーマット

JAMP と同様に産業界で広く用いられている管理基準に従う、含有化学物質情報伝達フォーマット。弊社が依頼する。

### (17) chemSHERPA 管理対象物質

JAMP が定めた製品含有化学物質の情報伝達の対象とする物質。人々の健康障害予防や環境保全のために管理が必要な物質であり、サプライチェーン全体の関係者が合意できるものとして選定されている。(別表 3 参照)

最新の管理対象物質は、JAMP/chemSHERPA ウェブサイトにて確認のこと。

### (18) 情報伝達シート

化学物質/混合物または成形品に含有される報告対象の化学物質情報を開示・伝達するための情報伝達シート。情報を伝達する対象の化学物質は chemSHERPA 管理対象物質として定められる。

化学物質、混合物のためのシート	chemSHERPA-CI
アーティクル(部品、部材、製品、包装材、および副資材)のためのシート	chemSHERPA-AI

### (19) 製品含有化学物質管理ガイドライン

JAMP が発行したガイドライン。サプライチェーン全体を通じた含有化学物質管理が、効率的、合理的に推進されるように、特に含有化学物質管理のポイントとなる化学物質/混合物からアーティクルへの変換工程に着目し、さらに前後の工程も視野に入れて、正確で効率的な含有化学物質管理を行うための管理の要件を示す。上記ガイドラインは、JAMP ウェブサイトより入手できる。

### (20) 法規制順守証明書類

弊社へ納入される化学物質、混合物、部品、部材、製品、包装材、および副資材が、特定の法規制を遵守していることを取引先様が明記した書類。

## 別表 1 含有制限化学物質管理基準(消耗品)

消耗品に用いることを禁止する化学物質を次の(1)及び(2)に示します。アーティクルに用いる調達品、または、最終用途がアーティクルとなる樹脂材料等は、別表 2 から別表 4 を適用してください。

### (1) 国際条約及び法令等で指定される化学物質

次の別表 1-a で指定される化学物質を消耗品に用いる調達品に意図的に使用すること禁止します。非意図的に含有する場合(不純物等)は、その CAS 登録番号と含有量を報告してください。

また、該当する国際条約または法規制で指定される化学物質に制限濃度値がある場合は、非意図的に含有する場合(不純物等)でも、その制限濃度値を超えて含有することを禁止します。

別表 1-a : 使用禁止物質を指定する国際条約または法令名一覧

No	国/地域	国際条約または法令名及び/または使用禁止物質名
1	日本	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法) 第 1 種特定化学物質及び第 2 種特定化学物質 第 1 種特定化学物質: <a href="https://www.nite.go.jp/chem/jcheck/list6.action?category=211&amp;request_locale=ja">https://www.nite.go.jp/chem/jcheck/list6.action?category=211&amp;request_locale=ja</a> 第 2 種特定化学物質: <a href="https://www.nite.go.jp/chem/jcheck/list6.action?category=212&amp;request_locale=ja">https://www.nite.go.jp/chem/jcheck/list6.action?category=212&amp;request_locale=ja</a>
2	日本	労働安全衛生法(安衛法)で製造禁止物質に指定される物質 <a href="https://www.jaish.gr.jp/enzen/hor/hombun/hor1-1/hor1-1-7-1-0.htm">https://www.jaish.gr.jp/enzen/hor/hombun/hor1-1/hor1-1-7-1-0.htm</a>
3	日本	毒物及び劇物取締法で指定される特定毒物及び毒物 <a href="https://laws.e-gov.go.jp/law/340CO000000002/">https://laws.e-gov.go.jp/law/340CO000000002/</a>
4	日本	オゾン層保護法で指定される特定物質 <a href="https://laws.e-gov.go.jp/law/406CO0000000308/">https://laws.e-gov.go.jp/law/406CO0000000308/</a>
5	日本	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律 特定物質 施行令別表一の項の第三欄(毒性物質 ; 表 1A 剤)又は第四欄(原料物質 ; 表 1B 剤) <a href="https://laws.e-gov.go.jp/law/407CO000000192/">https://laws.e-gov.go.jp/law/407CO000000192/</a>
6	日本	麻薬及び向精神薬取締法で指定される禁止物質、麻薬、向精神薬、及びその原料 <a href="https://laws.e-gov.go.jp/law/328AC0000000014">https://laws.e-gov.go.jp/law/328AC0000000014</a>
7	日本	覚醒剤取締法で指定されるフェニルアミノプロパン、フェニルメチルアミノプロパン及び各その塩類 <a href="https://laws.e-gov.go.jp/law/326M50000100030">https://laws.e-gov.go.jp/law/326M50000100030</a>
8	日本	あへん法で指定されるあへん、けし及びけしがら <a href="https://laws.e-gov.go.jp/law/329AC0000000071">https://laws.e-gov.go.jp/law/329AC0000000071</a>
9	日本	大麻取締法で指定される大麻草及びその製品 <a href="https://laws.e-gov.go.jp/law/323AC0000000124">https://laws.e-gov.go.jp/law/323AC0000000124</a>
10	日本	国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(麻薬特例法)で指定される規制薬物 <sup>(※1)</sup> ※1 : 麻薬特例法に指定される化学物質は、麻薬及び向精神薬取締法、覚醒剤取締法、及びあへん法で指定される物質を指す。
11	日本	水銀汚染防止法(水俣条約)で指定される水銀及び水銀化合物) <a href="https://minamataconvention.org/sites/default/files/2021-06/Minamata-Convention-booklet-Sep2019-EN.pdf">https://minamataconvention.org/sites/default/files/2021-06/Minamata-Convention-booklet-Sep2019-EN.pdf</a>
12	国際	残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs 条約) 附属書 A~C で指定される物質 <a href="https://chm.pops.int/Convention/ThePOPs/ListingofPOPs/tabid/2509/Default.aspx">https://chm.pops.int/Convention/ThePOPs/ListingofPOPs/tabid/2509/Default.aspx</a>
13	国際	化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約(化学兵器禁止条約)の化学物質に関する附属書 別表 1 で指定される物質 <a href="https://www.opcw.org/chemical-weapons-convention/annexes/annex-chemicals/schedule-1">https://www.opcw.org/chemical-weapons-convention/annexes/annex-chemicals/schedule-1</a>
14	国際	モントリオール議定書 附属書 A グループ I 及び II、附属書 B グループ I~III、附属書 C グループ I~III、附属書 E グループ I、附属書 F グループ I 及び II で指定されるオゾン層破壊物質(ODSs) <a href="https://ozone.unep.org/treaties/montreal-protocol/summary-control-measures-under-montreal-protocol">https://ozone.unep.org/treaties/montreal-protocol/summary-control-measures-under-montreal-protocol</a>
15	国際	麻薬に関する単一条約 付表 I~IV で指定される化学物質 <a href="https://www.incb.org/incb/en/narcotic-drugs/Yellowlist/yellow-list.html">https://www.incb.org/incb/en/narcotic-drugs/Yellowlist/yellow-list.html</a>
16	国際	麻薬及び向精神薬の不法取引に関する条約の表 I 及び表 II で指定される物質 <a href="https://www.unodc.org/unodc/en/treaties/illicit-trafficng.html">https://www.unodc.org/unodc/en/treaties/illicit-trafficng.html</a>
17	国際	水銀に関する水俣条約で指定される物質 <a href="https://minamataconvention.org/sites/default/files/2021-06/Minamata-Convention-booklet-Sep2019-EN.pdf">https://minamataconvention.org/sites/default/files/2021-06/Minamata-Convention-booklet-Sep2019-EN.pdf</a>
18	欧州	POPs 規則[(EU) No 2019/1021] 附属書 I、附属書 II、附属書 III 及び附属書 IV で指定される物質または制限される物質 <a href="https://echa.europa.eu/list-of-substances-subject-to-pops-regulation">https://echa.europa.eu/list-of-substances-subject-to-pops-regulation</a>
19	欧州	REACH 規則[(EU) No 1907/2006] 附属書 XIV で指定される認可対象物質 <a href="https://www.echa.europa.eu/authorisation-list">https://www.echa.europa.eu/authorisation-list</a>
20	欧州	RoHS 指令[(EU) No 2015/863] 附属書 II で指定される物質 <a href="https://environment.ec.europa.eu/topics/waste-and-recycling/rohs-directive_en">https://environment.ec.europa.eu/topics/waste-and-recycling/rohs-directive_en</a>

No	国/地域	国際条約または法令名及び／または使用禁止物質名
21	米国	有害物質規制法(TSCA)の第 6 条に基づき指定される PBT 物質(残留性、生物蓄積性及び毒性を有する物質) <a href="https://www.epa.gov/assessing-and-managing-chemicals-under-tsca/regulation-chemicals-under-section-6a-toxic-substances">https://www.epa.gov/assessing-and-managing-chemicals-under-tsca/regulation-chemicals-under-section-6a-toxic-substances</a>
22	日本	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法) 監視化学物質 <a href="https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/ippantou/monitoring_chemicals_list.pdf">https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/ippantou/monitoring_chemicals_list.pdf</a>
23	欧州	REACH 規則[(EU) No 1907/2006] 附属書 XIV の認可対象物質候補として公表される高懸念物質(SVHC) <a href="https://echa.europa.eu/candidate-list-table">https://echa.europa.eu/candidate-list-table</a>
24	日本	労働安全衛生法(安衛法)特定化学物質障害予防規則(特化則)で指定される第 1 類特定化学物質 <a href="https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-1/hor1-1-7-1-0.htm">https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-1/hor1-1-7-1-0.htm</a>
25	日本	労働安全衛生法(安衛法)で製造許可物質に指定される物質 <a href="https://laws.e-gov.go.jp/law/347AC0000000057#Mpat_1">https://laws.e-gov.go.jp/law/347AC0000000057#Mpat_1</a>
26	国際	国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロツテルダム条約(PIC 条約)の附属書 III で指定される特定有害物質 <a href="https://www.pic.int/TheConvention/Chemicals/AnnexIIIChemicals/tabid/1132/language/en-US/Default.aspx">https://www.pic.int/TheConvention/Chemicals/AnnexIIIChemicals/tabid/1132/language/en-US/Default.aspx</a>
27	国際	国連危険物輸送勧告(United Nations Recommendations on the Transport of Dangerous Goods : TDG)で区分 7 に分類される放射性物質 <a href="https://www.pic.int/TheConvention/Chemicals/AnnexIIIChemicals/tabid/1132/language/en-US/Default.aspx">https://www.pic.int/TheConvention/Chemicals/AnnexIIIChemicals/tabid/1132/language/en-US/Default.aspx</a>
28	欧州	REACH規則[(EU) No 1907/2006] 附属書 XVII「ある有害な物質、混合物およびアーティクルの製造、上市および使用に関する制限」で指定される物質 <sup>(※2)</sup> <a href="https://echa.europa.eu/substances-restricted-under-reach">https://echa.europa.eu/substances-restricted-under-reach</a> ※2 : REACH規則[(EU) No 1907/2006] 附属書 XVIIで定める制限範囲内での使用及び禁止用途以外の使用は除きます。但し、該当物質のCAS登録番号及び調達品中の含有濃度値を報告してください。
29	フランス	フランス循環経済法第 112 条 インク中の鉍物油 <sup>(※3)</sup> <sup>(※4)</sup> 基準で定義される鉍物油芳香族炭化水素類及び鉍物油飽和炭化水素類 <a href="https://www.legifrance.gouv.fr/iorf/id/JORFTEXT000045733481#:~:text=Notice%20%3A%20'article%20112%20de.%2D45%2D1%20et%20D.">https://www.legifrance.gouv.fr/iorf/id/JORFTEXT000045733481#:~:text=Notice%20%3A%20'article%20112%20de.%2D45%2D1%20et%20D.</a> ※3 : 鉍物油とは、インクの製造に使用される石油炭化水素に由来する原料から製造される油を指します。 ※4 : 本法令は、トナー用材料にも適用します。

## (2) 国際研究機関又は法令等で CMRs 区分 1 相当に分類される化学物質

別表 1-a で指定されない化学物質であっても、次の別表 1-b で CMRs(発がん性、変異原性、生殖毒性)区分 1 相当に分類される化学物質を消耗品に用いる調達品に意図的に使用することを禁止します。非意図的に含有する場合(不純物等)は、その CAS 登録番号と含有量を報告してください。

但し、別表 1-b で指定される CMRs 区分 1 に相当する化学物質であっても、次の場合は除きます。

- 別表 1-a に指定される化学物質ではなく、且つ、弊社開発部門が材料選定した化学物質であり、弊社開発部門責任役員が例外的に使用を認めた場合

### 別表 1-b : CMRs 区分 1 相当に分類される化学物質を指定する国際研究機関又は法令又は学会一覧

No	国/地域	CMRs 区分 1 相当に分類される化学物質を指定する国際研究機関又は法令又は学会名
30	国際	国際がん研究機関(IARC)においてグループ 1 発がん物質で指定される物質
31	日本	日本産業衛生学会(JSOH)において発がん性分類第 1 群又は生殖毒性分類第 1 群に分類される物質
32	欧州	CLP 規則[(EU) No 1272/2008 ]において発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性でカテゴリ 1A 又は 1B に分類される物質
33	米国	国家毒性プログラム(NTP : National Toxicology Program)において「Known To Be Human Carcinogens(がんになることが知られている)」に指定される物質
34	米国	米国産業衛生専門家会議(ACGIH)において発がん性A1に分類される物質
35	米国	米国環境保護局(EPA) 統合リスク情報システム(IRIS: Integrated Risk Information System)において、発がん性に分類される物質
36	ドイツ	ドイツ学術振興会(DFG)において、発がん性グループ1、生殖細胞変異原性グループ1、生殖毒性グループ1に分類される物質

## 別表 2. 含有制限化学物質管理基準(ア－ティクル)

法令要求内容を原則としますが、将来予測に従い一部の物質については先行で規制を実施し、法令確定後に内容を修正します。

別表 2-a : 含有制限化学物質リスト

No	物質名	CAS No.	主な対象法 規制	対象製品/部品	規制値	適用除外製品/ 用途
1	アスベスト類	－	EU REACH 付属書 XVII	すべて	意図的添加禁 止	なし
2	アゾ染料・顔料	－	EU REACH 付属書 XVII	皮膚又は口腔に直接かつ長時 間接触する織物/皮革製品	特定アミンと して 30 ppm 以下	なし
3	短鎖型塩化パラ フィン(C10- 13)	－	EU POPs 規則	すべて	意図的添加禁 止、かつ 1,500 ppm 未満	なし
4	ペンタクロロフ ェノール (PCP) および その塩およびエ ステル類	－	EU POPs 規則、化審 法	すべて	意図的添加禁 止、かつ 5ppm 以下	なし
5	ポリ臭化ビフェ ニル類(PBB 類)	－	EU RoHS 指令	すべて	1,000 ppm 以下	なし
6	ポリ臭化ジフェ ニルエーテル類 (PBDE 類)	－	EU RoHS 指令	すべて	1,000 ppm 以下	なし
7	ポリ塩化ビフェ ニル類 (PCB 類)	－	EU POPs 規則	すべて	意図的添加禁 止、かつ 50ppm 以下	なし
8	ポリ塩化ターフ ェニル (PCT)	－	EU REACH 付属書 XVII	すべて	50 ppm 以下/ 材料あたり	なし
9	ポリ塩化ナフタ レン(塩素数 1 以上)	－	EU POPs 規則	すべて	含有禁止	なし
10	三置換有機スズ 化合物 (トリブチルス ズ(TBT)化合 物、トリフェニ ルスズ(TPT)化 合物を含む)	－	EU REACH 付属書 XVII	すべて	1,000 ppm 以下 (スズ換算) (部品・部材 あたり)	なし
11	オゾン層破壊物 質	－	モントリオ ール議定書	すべて	意図的添加禁 止	製造時使用およ び部品含有以外
12	ヘキサクロロベ ンゼン	118-74-1	EU POPs 規則、化審 法	すべて	意図的添加禁 止、かつ 10ppm 以下	なし
13	カドミウムおよ びその化合物	－	EU RoHS 指令	下記に示す対象以外	100 ppm 以 下	なし
			EU 電池規 則	電池	20 ppm 以下/ 製品あたり	なし

No	物質名	CAS No.	主な対象法規制	対象製品/部品	規制値	適用除外製品/用途
			EU 包装材規則	包装材	意図的添加禁止、かつカドミウム、水銀、鉛、六価クロムの合計値 100 ppm 以下	なし
14	水銀およびその化合物	-	EU RoHS 指令	下記に示す対象以外	1,000 ppm 以下	別表 2-b 参照
			EU 電池規則	電池	5 ppm 以下/製品あたり	なし
			EU 包装材規則	包装材	意図的添加禁止、かつカドミウム、水銀、鉛、六価クロムの合計値 100 ppm 以下	なし
15	鉛およびその化合物	-	EU RoHS 指令	下記に示す対象以外	1,000 ppm 以下	別表 2-b 参照
			米国プロポジション 65	熱硬化性樹脂または熱可塑性樹脂で被覆された電線・ケーブル・コード	300 ppm 以下/表面被覆あたり	なし
			EU 電池規則	電池	40 ppm 以下/製品あたり	なし
			EU 包装材規則	包装材	意図的添加禁止、かつカドミウム、水銀、鉛、六価クロムの合計値 100 ppm 以下	なし
16	六価クロム化合物	-	EU RoHS 指令	下記に示す対象以外	1,000 ppm 以下	別表 2-b 参照
			EU 包装材規則	包装材	意図的添加禁止、かつカドミウム、水銀、鉛、六価クロムの合計値 100 ppm 以下	なし
17	臭素系難燃剤 (PBBs、PBDEs、HBCDD を除く)	-	ドイツ Blue Angel、日本エコマーク、EPEAT	外装カバーを構成するプラスチック部品 (コントロールパネル含む)、コントロールパネル上のプラスチックボタン	意図的添加禁止かつ臭素換算/塩素換算で 1,000ppm 以下 再生材を 25% 以上含む場合は 3,000ppm 以下	加熱体に隣接する部品

No	物質名	CAS No.	主な対象法規制	対象製品/部品	規制値	適用除外製品/用途
18	ポリ塩化ビニル (PVC)	9002-86-2	ドイツ Blue Angel、日本エコマーク、EPEAT	外装カバーを構成するプラスチック部品（コントロールパネル含む）、コントロールパネル上のプラスチックボタン	意図的添加禁止かつ塩素換算で 1,000ppm 以下 再生材を 25% 以上含む場合は 3,000ppm 以下	加熱体に隣接する部品
				包装材	意図的添加禁止かつポリ塩化ビニリデンと合計で 100ppm 以下（塩素換算）	なし
19	放射性物質	—	核原料物質、核燃料物質および原子炉の規制に関する法、弊社方針	すべて	意図的添加禁止	なし
20	トリブチルスズ = オキシド (TBTO)	56-35-9	EU REACH 付属書 XVII	すべて	含有禁止	なし
21	PFOS 化合物 パーフルオロオクタンスルホン酸とその誘導体 (PFOS)	—	EU POPs 規則	すべて	意図的添加禁止、または 1,000ppm 未満	
22	ジブチルスズ化合物 (DBT)	—	EU REACH 付属書 XVII	すべて	1,000 ppm 以下 (スズ換算) (部品・部材あたり)	
23	ジオクチルスズ化合物 (DOT)	—	EU REACH 付属書 XVII	2 液性室温硬化型成型材キット (RTV-2 成型材キット)	1,000 ppm 以下 (スズ換算) (部品・部材あたり)	
24	ジメチルフォルマレート (DMF)	624-49-7	EU REACH 付属書 XVII	すべて	0.1 ppm 以下 (部品・部材あたり)	なし
25	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ tert-ブチルフェノール	3846-71-7	化審法	すべて	意図的添加禁止	なし
26	フタル酸ビス 2-エチルヘキシル (DEHP)	117-81-7	EU RoHS 指令	包装材以外全て	1,000 ppm 以下	なし
27	フタル酸ブチルベンジル (BBP)	85-68-7	EU RoHS 指令	包装材以外全て	1,000 ppm 以下	なし
28	フタル酸ジブチル (DBP)	84-74-2	EU RoHS 指令	包装材以外全て	1,000 ppm 以下	なし

No	物質名	CAS No.	主な対象法 規制	対象製品/部品	規制値	適用除外製品/ 用途
29	フタル酸ジイソ ブチル(DIBP)	84-69-5	EU RoHS 指令	包装材以外全て	1,000 ppm 以下	なし
30	ヘキサブロモシ クロドデカン (HBCDD)	-	EU POPs 規則	すべて	意図的添加禁 止、かつ 75ppm 以下	なし
31	特定多環芳香族 炭化水素 (PAHs) ベンゾ(a)ピレ ン(BaP) ベンゾ(e)ピレ ン(BeP) ベンゾ(a)アン トラセン(BaA) クリセン(CHR) ベンゾ(b)フル オランテン (BbFA) ベンゾ(j)フルオ ランテン(BjFA) ベンゾ(k)フル オランテン (BkFA) ジベンゾ(a,h) アントラセン (DBAhA)	50-32-8 192-97-2 56-55-3 218-01-9 205-99-2 205-82-3 207-08-9 53-70-3	EU REACH 付属書 XVII	人体の皮膚または口腔内に直 接ならびに長時間または短期 間に繰り返し接触するゴムま たはプラスチック構成部品 下記の部位に使用される部品 が対象 ①キーボードおよびマウス、 電子ペンの最外装面 ②タッチパネル式液晶パネル の最外装面 ③操作ボタンの最外装面 ④その他、弊社より指定した 部品	対象 CAS No のいずれも 1ppm 以下/構 成部品あたり	なし
32	赤燐	7723-14-0 (注:赤燐のみ)	弊社方針	電気/電子部品の電気絶縁部に 使用する樹脂材料	意図的添加禁 止	赤燐に耐水性 コーティング がされている 場合、又は安 全性が確認で きた場合
33	パーフルオロオ クタン酸 (PFOA)とその 塩	-	EU POPs 規則	すべて	PFOA とその 塩の合計で 25 ppb 以下	なし
34	PFOA 関連物質	-	EU POPs 規則	すべて	PFOA 関連物 質またはそれ らの組み合わせ で 1,000 ppb 以下	なし
35	C9-C14 PFCA とその塩	-	EU REACH 付属書 XVII	すべて	C9-C14 PFCA とその塩の合 計で、成形品 や混合物中の 25 ppb 未満	電離照射また は熱分解によ り生産される ポリテトラフ ルオロエチレ

No	物質名	CAS No.	主な対象法規制	対象製品/部品	規制値	適用除外製品/用途
36	C9-C14 PFCA 関連物質	-	EU REACH 付属書 XVII	すべて	C9-C14 PFCA 関連物質またはそれらの組み合わせで、成形品や混合物中の 260 ppb 未満	ン (PTFE) マイクロパウダー中及び PTFE マイクロパウダーを含有する工業用途及び業務用途の混合物及び成形品中の C9-C14 PFCAs が 1 ppm (1,000 ppb) 未満の場合
37	パーフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩	-	EU REACH 付属書 XVII	すべて	成形品や混合物中の 25 ppb 以下	なし
38	PFHxS 関連物質	-	EU REACH 付属書 XVII	すべて	関連物質の合計で、成形品や混合物中の 1,000 ppb 以下	なし
39	長鎖ペルフルオロアルキルカルボン酸化合物 (LC-PFACs) およびペルフルオロアルキルスルホン酸化合物	-	米国 TSCA	表面コーティングのある部品	含有禁止	表面コーティングのない部品
40	フッ素系温室効果ガス (PFC, SF6, HFC)	-	EU 改正 F ガス規則 (EC)517/2014	すべて	意図的添加禁止	なし
41	1~7 個の芳香環からなる鉱物油芳香族炭化水素類(MOAH)	-	フランス鉱物油規則	包装材および印刷物に使用されるインク	使用するインク中の ① 0.1%以下 ② 3~7 個の芳香族環からなる MOAH が 1 ppm 以下	① 石油石炭由来ではない MOAH、MOSH ② 製品・部品に貼り付けるラベル  その他、判断
42	炭素数 16~35 個の鉱物油飽和炭化水素類 (MOSH)	-	フランス鉱物油規則	包装材および印刷物に使用されるインク	使用するインク中の 0.1% 以下	が難しいケースは弊社にお問い合わせ下さい。

No	物質名	CAS No.	主な対象法規制	対象製品/部品	規制値	適用除外製品/用途
43	リン酸トリス(イソプロピルフェニル) (PIP(3:1))	68937-41-7	米国 TSCA	すべて	意図的添加禁止かつ 1,000ppm 未満	① 潤滑油およびグリース ② ワイヤハーネスおよび電気回路基板(端子、ヒューズカバー、ケーブル被覆、ケーシング、コネクタ、テープを含む)
44	ペンタクロロチオフェノール (PCTP)	133-49-3	米国 TSCA	すべて	1%以下	なし
45	デクロランプラス™(DP)	13560-89-9 135821-03-3 135821-74-8	POPs 条約 EU POPs 規則(案)	すべて	意図的添加禁止かつ 1ppm 以下	なし
46	UV-328	25973-55-1	POPs 条約 EU POPs 規則(案)	すべて	意図的添加禁止かつ 1ppm 以下	偏光板用トリアセチルセルロース(TAC)フィルムへの使用
47	中鎖塩素化パラフィン(MCCP、C14-C17 塩素含有量、かつ 45 重量%以上)	—	POPs 条約(案)	すべて	2026/10/1 以降、含有禁止(法令施行後は規制内容を優先する)	規制内容に従い判断
48	長鎖ペルフルオロカルボン酸(C9-20 LC-PFCA)、その塩及び関連化合物(C9-C14 PFCA とその塩、および関連物質を除く)	—	POPs 条約(案)	すべて	2026/10/1 以降、含有禁止(法令施行後は規制内容を優先する)	規制内容に従い判断
49	塩素系難燃剤(デクロランプラス™を除く)	—	ドイツ Blue Angel、日本エコマーク、EPEAT	外装カバーを構成するプラスチック部品(コントロールパネル含む)、コントロールパネル上のプラスチックボタン	意図的添加禁止かつ臭素換算/塩素換算で 1,000ppm 以下 再生材を 25% 以上含む場合は 3,000ppm 以下	加熱体に隣接する部品
50	元素状塩素	—	EPEAT	紙製包装材	使用禁止かつ含有禁止	なし
51	ポリ塩化ビニリデン	9002-85-1	EPEAT	包装材	意図的添加禁止かつポリ塩化ビニルと合計で 100ppm 以下(塩素換算)	なし

No	物質名	CAS No.	主な対象法 規制	対象製品/部品	規制値	適用除外製品/ 用途
52	オルトフタル酸 エステル(DEHP, BBP,DBP,DIBP を含む)	—	EPEAT、 EU REACH 付属書 XVII	包装材	意図的添加禁 止 含有の場合、 EU RoHS 禁止 物質および EU REACH 付属 書 XIV(認可物 質) <sup>※5</sup> のオル トフタル酸エ ステル合計 500ppm 以下	なし
53	パー及びポリフ ルオロアルキル 化合物(PFAS) <sup>※6</sup>	—	EPEAT	包装材	意図的添加禁 止、かつ総フ ッ素 100ppm 以下 <sup>※7</sup> 再生材を 25% 以上含む場合 フッ素 1,000 ppm 以下 <sup>※7</sup>	なし

※5 EU REACH 認可物質 <https://echa.europa.eu/authorisation-list> (2025年3月現在)

EU RoHS 禁止物質

- ・フタル酸ジ-2-エチルヘキシル(CAS No.117-81-7)
- ・フタル酸ジ-n-ブチル (CAS No.84-74-2)
- ・フタル酸ブチルベンジル(CAS No.85-68-7)
- ・フタル酸ジイソブチル(CAS No.84-69-5)

EU REACH 認可物質

- ・フタル酸ジペンチル(CAS No.131-18-0)
- ・フタル酸ジペンチル(直鎖・分岐) (CAS No.84777-06-0)
- ・フタル酸ジヘキシル(CAS No.84-75-3)
- ・フタル酸ジイソペンチル (CAS No.605-50-5)
- ・フタル酸ビス(2-メトキエチル) (CAS No.117-82-8)
- ・1,2-ベンゼンジカルボン酸炭素数 7 の側鎖炭化水素を主成分とする炭素数 6~8(分岐のみ)のフタル酸エステル類 (CAS No.71888-89-6)
- ・フタル酸イソペンチルペンチル(CAS No.776297-69-9)
- ・1,2-ベンゼンジカルボン酸ジヘキシルエステル(分岐・直鎖)(CAS No.68515-50-4)
- ・1,2-ベンゼンジカルボン酸炭素数 7~11(分岐・直鎖)のフタル酸エステル類フタル酸ヘブチルノニルウンデシル(CAS No.68515-42-4)
- ・1,2-ベンゼンジカルボン酸、ジ-C6~10-アルキルエステル; 1,2-ベンゼンジカルボン酸、デシル・ヘキシル・オクチルジエステルと 0.3%以上のフタル酸ジヘキシル (EC No. 201-559-5) との混合物(CAS No.68515-51-5,68648-93-1)

※6 対象物質はメイン州 PFAS 汚染防止法の定義(少なくとも 1 つの完全にフッ素化された炭素原子を含む有機フッ素化合物)による

※7 50 cm<sup>2</sup> 未満のプラスチック部品、ビニール袋またはラップに貼付されたラベル、テープ、ステーブルは濃度計算から除外

## 別表 2-b. 欧州 RoHS 指令適用除外項目 (ANNEX III)

表に記載の期限は法規制上の適用期限です。弊社への納入期限は法規制上の有効適用期限満了の 1 年前から原則納入禁止といたします。

No	適用除外項目	適用期限
1	電球形等の片口金(小型)蛍光灯であって水銀含有量(1 バーナー当たり)次の量を超えないもの	
1(a)	一般照明用途 30 W 未満 : 2.5 mg	期限終了 2023.2.24
1(b)	一般照明用途 30 W 以上 50 W 未満 : 3.5 mg	期限終了 2023.2.24
1(c)	一般照明用途 50 W 以上 150 W 未満 : 5 mg	期限終了 2023.2.24
1(d)	一般照明用途 150 W 以上 : 15 mg	期限終了 2023.2.24
1(e)	一般照明用途の環形または角型で、かつ管の直径が 17 mm 以下 : 5 mg	期限終了 2023.2.24
1(f)	特殊用途用 : 5 mg	
1(f)-I	UV スペクトラムで発光するよう設計されたランプ : 水銀 5 mg	2027.2.24
1(f)-II	特殊用途用 : 5 mg	期限終了 2025.2.24
1(g)	一般照明用途で 20,000 時間以上の寿命を有する 30 W 未満 : 3.5 mg	期限終了 2023.8.24
2(a)	一般照明用途の両口金の直管蛍光灯であって水銀含有量(ランプ当たり)が次の量を超えないもの	
2(a)(1)	3 波長形蛍光体を使用し、通常寿命を有し、かつ管の直径が 9 mm 未満(例 T2) : 4 mg	期限終了 2023.2.24
2(a)(2)	3 波長形蛍光体を使用し、通常寿命を有し、かつ管の直径が 9 mm 以上 17 mm 以下(例 T5) : 3 mg	期限終了 2023.8.24
2(a)(3)	3 波長形蛍光体を使用し、通常寿命を有し、かつ管の直径が 17 mm を超えて 28 mm 以下(例 T8) : 3.5 mg	期限終了 2023.8.24
2(a)(4)	3 波長形蛍光体を使用し、通常寿命を有し、かつ管の直径が 28 mm を超えるもの(例 T12) : 3.5 mg	期限終了 2023.2.24
2(a)(5)	3 波長形蛍光体を使用した長寿命(25,000 時間以上)のランプ : 5 mg	期限終了 2023.2.24
2(b)	その他の蛍光灯ランプであって水銀含有量 (ランプ当たり)が次の量を超えないもの	
2(b)(1)	管の直径が 28 mm を超える直管蛍光八口燐酸ランプ (例 T10、および T12) : 10 mg	期限終了 2012.4.13
2(b)(2)	直管蛍光ランプ以外の八口燐酸蛍光体を使用したランプ (管の直径を問わず) : 15 mg	期限終了 2016.4.13
2(b)(3)	直管蛍光ランプ以外の 3 波長形蛍光体を使用したランプで、管の直径が 17 mm を超えるもの(例 T9) : 15 mg	期限終了 2023.8.24
	直管蛍光ランプ以外の 3 波長形蛍光体を使用したランプで、管の直径が 17 mm を超えるもの(例 T9) : 10 mg	期限終了 2025.2.24
2(b)(4)	その他の一般照明用途、および特殊用途 (例 電磁誘導灯) : 15 mg	
2(b)(4)-I	その他の一般照明用途、および特殊用途 (例 電磁誘導灯) : 15 mg	期限終了 2025.2.24
2(b)(4)-II	その他の一般照明用途、および特殊用途 (主に UV スペクトラムで発光するランプ) : 15 mg	2027.2.24
2(b)(4)-III	その他の一般照明用途、および特殊用途 (非常用ランプ) : 15 mg	2027.2.24

No	適用除外項目	適用期限
3	2022.2.24 より前に上市された EEE に使用される特殊用途の冷陰極蛍光ランプ(CCFL)、および外部電極蛍光ランプ(EEFL)であって水銀含有量(ランプ当たり)が次の量を超えないもの	
3(a)	短い長さのランプ (500 mm 以下) : 3.5 mg	期限終了 2025.2.24
3(b)	中間の長さのランプ (500 mm を超えて 1,500 mm 以下) : 5 mg	期限終了 2025.2.24
3(c)	長いランプ(1,500 mm を超えるもの) : 13 mg	期限終了 2025.2.24
4(a)	その他の低圧放電管ランプに含まれる水銀 (ランプ当たり) : 15 mg	期限終了 2023.2.24
4(a)-I	その他の低圧放電管ランプの主要スペクトラム出力範囲が UV スペクトラムであることが必要な場合に、蛍光コーティングされていない低圧放電管ランプ (ランプ当たり) : 15 mg	2027.2.24
4(b)	改善された演色指数 Ra が 80 を超える一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプであって、ランプ中の水銀含有量(1 バーナー当たり)が次の量を超えないもの P (ランプ電力) ≤105 W : 16 mg	2027.2.24
4(b)-I	P ≤ 155 W : 30 mg	期限終了 2023.2.24
4(b)-II	155 W < P ≤ 405 W : 40 mg	期限終了 2023.2.24
4(b)-III	405 W < P : 40 mg	期限終了 2023.2.24
4(c)	その他の一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプであってランプ中の水銀含有量(1 バーナー当たり)が次の量を超えないもの	
4(c)-I	P (ランプ電力) ≤ 155 W : 25 mg	2027.2.24
4(c)-II	155 W < P ≤ 405 W : 30 mg	2027.2.24
4(c)-III	405 W < P : 40 mg	2027.2.24
4(d)	高圧水銀(蒸気)ランプ(HPMV)に含まれる水銀	期限終了 2015.4.13
4(e)	金属ハロゲン化物ランプ(MH)に含まれる水銀	2027.2.24
4(f)	本別表 2 に特に定められていないその他の特殊用途放電管ランプに含まれる水銀	
4(f)-I	本別表 2 に特に定められていないその他の特殊用途放電管ランプに含まれる水銀	期限終了 2025.2.24
4(f)-II	2,000 ルーメン ANSI 以上の出力が必要なプロジェクトに使用される高圧水銀蒸気ランプ中の水銀	2027.2.24
4(f)-III	園芸照明のために使われる高圧ナトリウム蒸気ランプ中の水銀	2027.2.24
4(f)-IV	UV スペクトラムで発光するランプ中の水銀	2027.2.24
4 (g)	装飾的あるいは建築上の専門的な照明設備やライトアートのネオンサイン用の手作業で製作される発光放電管中の水銀。水銀含有量は、以下の通りに制限される： (a) 20 °C 以下の温度で感光する屋外または屋内アプリケーション用として電極対あたり 20 mg、チューブ長 1 cm あたり 0.3 mg (ただし 80 mg 以下のこと) (b) 他の全ての屋内アプリケーション用として電極対あたり 15 mg、チューブ長 1 cm あたり 0.24 mg (ただし 80 mg 以下のこと)	期限終了 2018.12.31
5(a)	陰極線管(CRT)のガラスに含まれる鉛	期限終了 2016.7.21
5(b)	ガラスへの鉛含有量が 0.2 重量%を超えない蛍光管	延長審議中
6(a)	機械加工のために、鋼材中、および亜鉛メッキ鋼板中に合金成分として含まれる 0.35 重量%までの鉛	期限終了 2019.6.30
6(a)-I	機械加工のために、鋼材中に合金成分として含まれる 0.35 重量%までの鉛、およびバッチ式溶融亜鉛メッキ鋼品中に含まれる 0.2 重量%までの鉛	延長審議中

No	適用除外項目	適用期限
6(b)	合金成分としてアルミニウムに含まれる 0.4 重量%までの鉛	期限終了 2019.6.30
6(b)-I	鉛を帯びたアルミニウムスクラップのリサイクルから派生することを条件として、合金成分としてアルミニウムに含まれる 0.4 重量%までの鉛成分	延長審議中
6(b)-II	機械加工目的で 0.4 重量%までの鉛成分	延長審議中
6(c)	鉛含有量が 4 重量%以下の銅合金	延長審議中
7(a)	高融点ハンダに含まれる鉛（すなわち鉛含有量が 85 重量%以上の鉛ベースの合金）	延長審議中
7(b)	サーバ、記憶装置、記憶アレイシステム、信号切り替え・送受信・伝送、および電気通信ネットワーク管理用のネットワークインフラ設備に使用されるはんだに含まれる鉛	期限終了 2016.7.21
7(c)-I	ガラス中、またはコンデンサ内の誘電体セラミック以外のセラミック中に鉛を含む電気電子部品（例 圧電素子）、もしくはガラスまたはセラミックを母材とする化合物中に鉛を含む電気電子部品	延長審議中
7(c)-II	定格電圧が AC 125 V または DC 250 V またはそれ以上のコンデンサ内の誘電体セラミック中の鉛	延長審議中
7(c)-III	定格電圧が AC 125 V または DC 250 V 未満のコンデンサ内の誘電体セラミック中の鉛	期限終了 2013.1.1
7(c)-IV	集積回路、またはディスクリット半導体の部品に使われるコンデンサに用いられ、ジルコン酸チタン酸鉛をベースとした誘電セラミック材料に含まれる鉛	期限終了 2021.7.21
8(a)	一括投入混練コンパウンドペレット成形したサーマルカットオフに含まれるカドミウムとその化合物	期限終了 2012.1.1
8(b)	電気接点中のカドミウムとその化合物	期限終了 2020.2.29
8(b)-I	<b>(弊社自主基準で使用禁止)</b> 以下で使用される電気接点中のカドミウムとその化合物 -回路ブレーカ -熱感知制御 -サーマルモータープロテクター（密封型サーマルモータープロテクターを除く） -下記定格の AC スイッチ： -AC 250 V 以上で 6 A 以上、または -125 V AC 以上で 12 A 以上 -DC 18 V 以上で定格が 20 A 以上の DC スイッチ -電源周波数 $\geq$ 200 Hz で使用するスイッチ。	延長審議中
9	吸収式冷凍機における冷却システム用炭素鋼の耐食作用物質として冷却溶液中で用いられる重量比が 0.75%までの六価クロム	期限終了 2020.3.5
9(a)-I	一定の稼働状態での稼働平均入力電力が 75 W 未満であって完全に、若しくは部分的に電気ヒータで稼働するように設計された吸収式冷凍機（ミニバーを含む）の冷却システム用炭素鋼の耐食作用物質として冷却溶液中で用いられる重量比が 0.75%までの六価クロム	期限終了 2021.3.5
9(a)-II	下記の吸収型冷蔵庫中の冷却システム用炭素鋼の冷却溶液中の耐食作用物質として用いられる重量比が 0.75%までの六価クロム： - 一定の稼働条件で、平均 75 W 以上の電力入力使用を有する、完全または部分的に電気ヒータと共に稼働するよう設計されたもの - 非電気ヒータとのみ稼働するよう設計されたもの	延長審査中
9(b)	暖房、換気、空調、冷凍（HVACR）用途向け冷媒含有冷媒コンプレッサのベアリングシェル、およびブッシュに使用される鉛	期限終了 2018.7.5
9(b)-I	暖房、換気、空調、および冷蔵（HVACR）用途向け冷媒含有密閉型スクロールコンプレッサで 9 kW 以下の電力を使用するものに使用されるベアリングシェル、およびブッシュ内の鉛	期限終了 2019.7.21
11(a)	C-プレス・コンプライアント・ピン・コネクタシステムに用いられる鉛	期限終了 2010.9.24
11(b)	C-プレス・コンプライアント・ピン以外のコネクタシステムに用いられる鉛	期限終了 2013.1.1
12	熱伝導モジュール形 C リング用のコーティング材料としての鉛	期限終了

No	適用除外項目	適用期限
		2010.9.24
13(a)	光学用途に使われる白色ガラスに含まれる鉛	延長審議中
13(b)	フィルタガラス、および反射標準に用いられるガラスに用いられるカドミウムと鉛	期限終了 2018.7.5
13(b) -I	イオンカロード光学フィルタガラスタイプの鉛	延長審議中
13(b) -II	<b>(弊社自主基準で使用禁止)</b> 本表No.39項に該当する用途を除く、ストライキング光学フィルタガラス中のカドミウム;	延長審議中
13(b) -III	<b>(弊社自主基準でカドミウムの使用禁止)</b> フィルタガラス、および反射標準に用いられるガラスに用いられるカドミウムと鉛	延長審議中
14	マイクロプロセッサのピンとパッケージとの間の接合に用いる、2種類を超える元素で構成されるはんだに含まれる鉛で、その含有量が80重量%を超えて85重量%未満のもの	期限終了 2011.1.1
15	集積回路フリップチップパッケージ内で半導体ダイとキャリアとの間の確実な電気的接続を達成するのに必要なはんだに含まれる鉛	期限終了 2020.2.29
15(a)	次の基準の少なくとも1つが当てはまる場合の集積回路フリップチップパッケージ内の半導体ダイとキャリア間における確実な電気接続に必要なはんだに含まれる鉛 - 90 nm以上の半導体技術ノード - 任意の半導体技術ノードにおける単一ダイサイズが300 mm <sup>2</sup> 以上 - 300 mm <sup>2</sup> 以上のダイ、または300 mm <sup>2</sup> 以上のシリコンインターポーザ付きの積層ダイパッケージ。	延長審議中
16	ケイ酸塩(silicate)がコーティングされたバルブを有する直管白熱電球の鉛	期限終了 2013.9.1
17	業務用複写用途に使用される高輝度放電(HID)ランプ中の放射媒体としてのハロゲン化鉛	期限終了 2016.7.21
18(a)	放電管ランプ中の蛍光粉体に活性剤として含まれる含有量1重量%以下の鉛で、放電管ランプがSMS(Sr,Ba) <sub>2</sub> MgSi <sub>2</sub> O <sub>7</sub> :Pb等の蛍光体を含み、ジアゾ印刷複写、リソグラフィ、捕虫器、光化学、硬化処理用の専用ランプとして使用される場合	期限終了 2011.1.1
18(b)	放電管ランプ中の蛍光粉体に活性剤として含まれる含有量1重量%以下の鉛で、放電管ランプがBSP(BaSi <sub>2</sub> O <sub>5</sub> :Pb)等の蛍光体を含む日焼け用ランプとして使用される場合	延長審議中
19	非常にコンパクトな省エネルギーランプ(ESL)における、主アマルガムとしての特定の組成物PbBiSn-Hg、およびPbInSn-Hg、ならびに補助アマルガムとしてのPbSn-Hgの鉛	期限終了 2011.6.1
20	液晶ディスプレイ(LCD)に使用される平面蛍光ランプの前部と後部基板とを接合するために使用されるガラスの中の酸化鉛	期限終了 2011.6.1
21	ガラスへのエナメル塗布用印刷インキに含まれる鉛、およびカドミウムで、例えば、ホウケイ酸ガラス、またはソーダ石灰ガラスへ塗布される場合	期限終了 2020.2.29
21(a)	ディスプレイ、および電気電子機器のコントロールパネル中に設置される照明用途のコンポーネントとして使用される、フィルタ機能を提供する色プリントガラスに使用される場合のカドミウム	期限終了 2021.7.21
21(b)	ホウケイ酸ガラスへのエナメル塗布用印刷インキに含まれる鉛、およびカドミウム	期限終了 2021.7.21
21(c)	ホウケイ酸ガラス以外のエナメル塗布用印刷インキに含まれる鉛	期限終了 2021.7.21
23	コネクタを除く微細ピッチ仕上げ(ピッチが0.65 mm以下)が施された部品に含まれる鉛	期限終了 2010.9.24
24	機械加工通し穴のある円盤状、および平面状アレイセラミック多層コンデンサへのはんだ付け用はんだに含まれる鉛	延長審議中
25	構造材、特にシールフリット、フリットリングに用いられる表面伝導電子エミッターディスプレイ(SED)に含まれる酸化鉛	期限終了 2016.7.21
26	ブラックライトブルー(BLB)ランプのガラス筐体に含まれる酸化鉛	期限終了 2011.6.1
27	125 dB SPL以上の音響パワーレベルで数時間作動すると規定される高耐入力スピーカにトランスデューサ用はんだとして用いられる鉛合金	期限終了 2010.9.24
29	理事会指令69/493/EECの付属書I(カテゴリ1、2、3、および4)で定義されるクリスタルガラスに含まれる鉛	延長審議中

No	適用除外項目	適用期限
30	導電体との電氣的/機械的なはんだ接合部分のカドミウム合金で、導電体が、音圧レベル 100 dB(A)以上の高耐久カスプーカの変換器のボイスコイルに直付けされる場合	期限終了 2016.7.21
31	水銀を含有しない薄型蛍光ランプ（たとえば、液晶ディスプレイやデザイン用または工業用照明に用いられるもの）に使用されるはんだ材料の中の鉛	期限終了 2016.7.21
32	アルゴン・クリプトンレーザ管のウインドウ組立部品を製造するために用いられるシールフリット中の酸化鉛	延長審議中
33	電力変圧器用内で直径 100 ミクロン以下の細径銅線のはんだ付けに用いられるはんだ中の鉛	期限終了 2016.7.21
34	サーメット（陶性合金）を主構成要素とするトリマー電位差計の部品中の鉛	延長審議中
36	DC プラズマディスプレイの陰極スパッタリング抑制剤として用いられる、1 台あたり 30 mg 以下の水銀	期限終了 2010.7.1
37	ホウ酸亜鉛ガラスを基板とする高電圧ダイオードのメッキ層中の鉛	期限終了 2021.7.21
38	酸化ベリリウムと接合するアルミニウムに使われる、厚膜ペースト中のカドミウム、および酸化カドミウム	期限終了 2016.7.21
39	ソリッドステートのイルミネーションまたはディスプレイ・システムで用いられる色変換 II-VI 族化合物半導体 LED(発光領域 mm <sup>2</sup> あたりのカドミウム <10 µg)に含まれるカドミウム	期限終了 2018.11.20
39(a)	ディスプレイ照明用途に使用されるカドミウム系半導体ナノクリスタル量子ドットのダウンシフトにおけるセレン化カドミウム（ディスプレイスクリーン 1 mm <sup>2</sup> 当たり 0.2 µg 未満のカドミウム）	延長審議中
40	業務用音響機器に使用されるアナログオプトカプラーのためのフォトレジスタに含まれるカドミウム	期限終了 2013.12.13
41	技術的な理由により可搬型内燃機関のクランクケースあるいはシリンダー内に、または直接、取り付けなければならないイグニションモジュール、およびその他の電気・電子エンジン制御システムで使われる電気・電子部品のはんだや終端仕上げ部分、および PC ボードの仕上げ部分に含まれる鉛(欧州議会、および理事会指令 97/68/EC のクラス SH:1, SH:2, SH:3)	期限終了 2022.3.31

### 別表 3 : 含有量報告物質

法令要求により含有量の報告が必要な物質

No	物質名	対象製品/部品	基準	主な対象法規制
1	パー及びポリフルオロアルキル化合物(PFAS) ※8	すべて	意図的添加	米国 TSCA、カナダ環境保護法
2	高懸念物質(SVHC)	すべて	0.1%以上	EU REACH SCIP

※8 対象物質はメイン州 PFAS 汚染防止法の定義(少なくとも 1 つの完全にフッ素化された炭素原子を含む有機フッ素化合物)による

別表 4. chemSHERPA 管理対象物質の基準となる法令、業界標準

管理対象基準	記号
化審法 [第 1 種特定化学物質]	LR01
米国有害物質規制法 (Toxic Substances Control Act : TSCA) 使用禁止または制限の対象物質 (第 6 条)	LR02
EU ELV 指令 2011/37/EU	LR03
EU RoHS 指令 2011/65/EU ANNEX II	LR04
EU POPs 規則(EC) No 850/2004 ANNEX I	LR05
EU REACH 規則(EC) No 1907/2006 Candidate List of SVHC for Authorisation (認可対象候補物質) および ANNEX XIV (認可対象物質)	LR06
EU REACH 規則(EC) No 1907/2006 ANNEX XVII (制限対象物質)	LR07
EU 医療機器規則 (MDR) Annex I 10.4 化学物質	LR08
中国 電器電子製品有害物質制限使用管理弁法	LR09
Global Automotive Declarable Substance List (GADSL)	IC01
IEC 62474 DB Declarable substance groups and declarable substances	IC02